

別添参考様式1号（別記2別紙様式第3号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 群馬県

策定： 令和5年 3月 6日

I 収益性向上対策

変更： 年 月 日

1 目的

農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水稲、麦、大豆、主要農作物種子、地域特産物（こんにやく・きのこ）、果樹、野菜、花き、その他地域特産物等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策を行う必要がある。

このため、群馬県農業農村振興計画及びそれに関連した個別基本計画等に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組を総合的に支援する。

2 基本方針

(1) 水稲、麦、大豆、主要農作物種子

基本方向	群馬県農業農村振興計画及び「主要農作物生産振興資料（基本方針編）」に基づき、農家経営の安定を図るため、地域の特色を生かした主食用米生産を推進するとともに、新規需要米や麦・大豆等の戦略作物の生産拡大・生産性向上への支援を基本とし、併せて、優良種子生産への取組を支援する。
水稲	主食用米については、売れる米づくりに向けた「特別栽培米」「ブランド米」の振興を図る。品質向上対策として適正な生産管理の徹底や大規模経営体の低コスト生産、乾燥調製施設等の再編・整備等を進める。新規需要米については、作付拡大により水田の有効利用を図る。
麦	需要に応じた品種選定や計画的な安定生産を基本に、赤かび病の適正防除と適正な乾燥調制作業による低コストかつ安全で高品質な麦生産を進める。
大豆	「里のほほえみ」の安定生産を図るとともに、種子の生産体制の整備を行う。
種子生産	種子の安定生産と生産者負担の軽減に向けた種子調製施設整備を支援する。
取組目標	次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る目標を設定する。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、次の規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定できる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・生産コスト、乾燥調製コスト、乾燥調製貯蔵コスト又は集出荷コストの10%以上の削減 ・販売額又は所得額の10%以上の増加 ・契約栽培の割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% ・農産物輸出の取組について、直近年の輸出の実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10t以上 ・労働生産性の10%以上の向上 ・農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
推進方向	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥調製施設の再編・機能強化を推進 ・種子調製施設の新設・再編合理化の推進 ・共同育苗施設の新設・機能強化の推進 ・高性能な農業用機械の導入又はリース導入を推進

(2) 地域特産物（こんにゃく）

基本方向	群馬県農業農村振興計画に基づいて、国際競争力のある経営感覚の優れた経営体を育成することで、産地の機能強化を図り、安定的な供給体制を確立する。
取組目標	<p>次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る目標を設定する。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、次の規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産コスト又は集出荷コストの10%以上の削減 ・販売額又は所得額の10%以上の増加 ・契約栽培の割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% ・農産物輸出の取組について、直近年の輸出の実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10t以上 ・労働生産性の10%以上の向上 ・農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
推進方向	<ul style="list-style-type: none"> ・荒粉加工施設の新設・再編合理化の推進 ・担い手へのほ場集積や作業の効率化を推進 ・「みやままさり」作付け拡大や越冬栽培による生産コスト低減の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・若齢栽培（2年生での出荷率向上を図る栽培）普及による収穫サイクルの短縮と可販面積の拡大を推進 ・高性能な農業用機械の導入又はリース導入を推進
--	--

(3) 果樹

対象品目	りんご、ぶどう、日本なし、もも、おうとう、うめ、すもも、キウイフルーツ、ブルーベリー等
基本方向	群馬県農業農村振興計画及び群馬県果樹農業振興計画の目標の達成を目指す。
取組目標	<p>次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る目標を設定する。</p> <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、次の規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産コストの10%以上の削減 ・販売額又は所得額の10%以上の増加 ・契約栽培の割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% ・農産物輸出の取組について、直近年の輸出の実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10t以上 ・労働生産性の10%以上の向上 ・農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
推進方向	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズに適した品目、品種への転換を推進 ・老木化した生産性の低い園の改植を推進 ・気象災害に備えた果樹園の整備を推進 ・高性能な農業用機械の導入又はリース導入を推進

(4) 野菜

対象品目	野菜（きゅうり、なす、トマト、いちご、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ等）
基本方向	群馬県農業農村振興計画及び「野菜王国・ぐんま」推進計画2020に基づき、担い手が育つ「儲かる野菜経営と活力ある野菜産地」の実現を目指す。
取組目標	<p>次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る目標を設定する。</p> <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、次の規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・販売額又は所得額の10%以上の増加 ・契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

	<ul style="list-style-type: none"> ・需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% ・農産物輸出の取組について、直近年の輸出の実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10t以上 ・労働生産性の10%以上の向上 ・農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること (施設園芸エネルギー転換枠) ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用量の15%以上の低減
推進方向	<ul style="list-style-type: none"> ・集出荷貯蔵施設の新設・再編合理化を推進 ・生産技術高度化施設の整備を推進 ・付加価値の高い農産物・加工品による産地の高収益化を推進 ・高性能な農業用機械の導入又はリース導入を推進 ・複合環境制御装置（二酸化炭素施用装置、細霧システム、日射比例かん水システム等）の導入による生産技術の高度化を推進 ・省エネルギー、省力化、環境負荷低減に資する設備・機械等の導入による生産コスト削減を推進

(5) 花き

対象品目	キク、バラ、トルコギキョウ、枝物類、シクラメン、鉢物カーネーション、鉢物アジサイ、花壇苗類等
基本方向	群馬県農業農村振興計画及び群馬県花き振興計画に基づき、担い手が育つ活力ある花き産地の実現を目指す。
取組目標	<p>次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る目標を設定する。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、次の規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・販売額又は所得額の10%以上の増加 ・契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ・需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% ・農産物輸出の取組について、直近年の輸出の実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10t以上 ・労働生産性の10%以上の向上 ・農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること (施設園芸エネルギー転換枠) ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃油使用量の15%以上の低減
推進方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集出荷貯蔵施設の新設・再編合理化を推進 ・ 生産技術高度化施設の整備を推進 ・ 高品質な花き栽培による産地の高収益化を推進 ・ 付加価値の高い農産物・加工品による産地の高収益化を推進 ・ 高性能な農業用機械の導入又はリース導入を推進 ・ 複合環境制御装置（二酸化炭素施用装置、細霧システム、日射比例かん水システム等）の導入による生産技術の高度化を推進 ・ 収益性の低い品目から収益性の高い品目への転換を推進 ・ 省エネルギー、省力化、環境負荷低減に資する設備・機械等の導入による生産コスト削減を推進

(6) 地域特産物（きのこ）

対象品目	<p>菌床栽培方式によるきのこ（マッシュルームを除く） ただし、他の作物と複合的に経営を行うものであり、かつ肥培管理を行い栽培する場合に限る。</p>
基本方向	<p>群馬県きのこ振興基本計画に基づく、中山間地域の収入源となる、強い産地形成のための取組を支援する。</p>
取組目標	<p>次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る目標を設定する。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、次の規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産コスト又は集出荷コストの10%以上の削減 ・ 販売額又は所得額の10%以上の増加 ・ 契約栽培の割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・ 需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% ・ 農産物輸出の取組について、直近年の輸出の実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10t以上 ・ 労働生産性の10%以上の向上 ・ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
推進方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産工程管理に基づく安全安心なきのこ生産を推進 ・ 生産拡大や効率化のための生産施設の整備を推進 ・ 生産における共同利用施設の新設・再編合理化を推進 ・ 担い手への生産施設の整備を推進

(7) その他地域特産物等

対象品目	豆類（大豆を除く）、いも類等
------	----------------

基本方向	群馬県農業農村振興計画に基づいて、地域特性を踏まえた多彩な農産物の生産による活力と魅力ある地域づくりを目指す。
取組目標	<p>次のいずれかの取組による収益性の向上の効果を係る目標を設定する。</p> <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあつては、次の規定中「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・販売額又は所得額の10%以上の増加 ・契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ・需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% ・農産物輸出の取組について、直近年の輸出の実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 <p>新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10t以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性の10%以上の向上 ・農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
推進方向	<ul style="list-style-type: none"> ・集出荷貯蔵施設の新設・再編合理化を推進 ・付加価値の高い農産物・加工品による産地の高収益化を推進 ・高性能な農業用機械の導入又はリース導入を推進 ・種子種苗生産関連施設の整備を推進 ・担い手へのほ場集積や作業の効率化を推進

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県、市町村その他の関係機関が連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、市町村及び県を主として実施することにより、審査精度を高めるものとする。</p>

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

(2) 整備事業に準ずる。

② 生産支援事業

補助対象機械及び資材	本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械及び資材を補助対象とする。
取組要件	<p>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の別記2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>導入又はリース導入する機械は、群馬県農業機械適正利用のてびきを準用して受益面積に応じた能力を有するものとし、同計画に記載のない機械についても、これに準じた適正な能力を有すること。</p> <p>既存の機械・資材等の有効利用を十分に検討すること。</p> <p>既存の機械・資材等の代替として同種・同能力のものを再度導入する取組ではないこと。</p> <p>導入又はリース導入した機械等が天災その他の災害を受けた場合にあっては、速やかに復旧して事業効果を得るため、共済又は保険に加入することを要件とする。機械の導入又はリース導入の場合は、盗難補償を必須とする。ただし、適切な共済又は保険が存在しない場合は、この限りではない。</p> <p>この事業により導入（リース導入を除く。）した農業機械等には、本事業名等を表示するものとする。</p>

③ 効果増進事業

補助対象機械	産地としての生産コスト削減又は販売額若しくは所得額向上の実証に必要な不可欠な機械及び資材を補助対象とする。
取組要件	交付等要綱の別記2の要件等を満たす取組を事業対象とする。ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額若しくは所得額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。

(2) 整備事業

補助対象施設	交付等要綱の別表2のⅡの1のメニュー欄に掲げる施設を補助対象とする。
取組要件	<p>交付等要綱の別記2の要件等をクリアする取組を事業対象とする。</p> <p>整備した施設が天災その他の災害を受けた場合にあっては、速やかに復旧して事業効果を得るため、共済又は保険に加入することを要件とする。ただし、適切な共済又は保険が存在しない場合は、この限りではない。</p> <p>この事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。</p>

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1) 計画申請時

基金事業のうち整備事業	整備事業に準ずる。
基金事業のうち生産支援事	<p>① 申請者の規約</p> <p>② 機械・資材等の利用計画</p>

業及び効果増進事業	<ul style="list-style-type: none"> ③ 営農計画書の写し ④ 能力・台数などの算定根拠 ⑤ 見積書 ⑥ カタログ ⑦ 受益地の位置図、機械・資材等の設置・利用場所の位置図 ⑧ 費用対効果分析（農業機械等を導入（リース導入を除く。）する場合） ⑨ 前年度の青色申告書（農業者が農業機械等を導入（リース導入を除く。）する場合） ⑩ その他計画の審査に必要な書類
整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料 ② 費用対効果分析 ③ 施設の規模算定根拠（アンケート調査結果等を含む。） ④ 施設の能力、稼働期間等の詳細 ⑤ 位置図、配置図、平面図 ⑥ 施設の管理運営規程 ⑦ 収支計画 ⑧ 再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合） ⑨ 前年度の青色申告書（農業者の場合） ⑩ その他計画の審査に必要な書類

(2) 請求時

基金事業のうち整備事業	整備事業に準ずる。
基金事業のうち生産支援事業及び効果増進事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 入札関係書類 ② 契約書、発注書、発注請書 ③ 納品書 ④ 借受証 ⑤ 写真 ⑥ 請求書 ⑦ 領収書 ⑧ その他検査確認に必要な書類
整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 入札関係書類 ② 契約書 ③ 工事完了届

	④ 出来高設計書 ⑤ 写真 ⑥ 請求書 ⑦ 領収書（支払い済みの場合） ⑧ その他検査確認に必要な書類
--	---

6 補助金の交付方法

市町村を経由して補助金（交付等要綱に定める取組主体助成金を含む。以下同じ。）を交付するため、国が定める交付等要綱によらず、ここに記載する手順をとることとする。

- (1) 市町村長は、取組主体（農業機械等のリース導入の取組を実施する場合は、リース事業者。以下「6 補助金の交付方法」において同じ。）から補助金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、取組主体に対して補助金を交付するものとする。この補助金の交付は、産地パワーアップ計画の作成主体を経由することができるものとする。
- (2) 群馬県知事は、市町村長による補助金の交付後に市町村長から補助金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、市町村長に対して補助金を交付するとともに、支払額を通知するものとする。
- (3) 以下の場合で市町村が補助金の交付をすることが困難な場合は、(1)及び(2)にかかわらず、群馬県知事から取組主体に対して直接補助金を交付することができるものとする。
 - ア 市町村の予算措置ができない場合
 - イ 産地の区域が複数の市町村にわたっており、関係市町村間で調整ができない場合
- (4) 群馬県知事が必要と認める場合は、(1)及び(2)にかかわらず、概算払をすることができるものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- (1) 市町村以外の取組主体及びリース事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付きなければならない。
 ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 なお、上記契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (2) 取組主体及びリース事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (3) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させる場合がある。
- (4) 取組主体及びリース事業者は、補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入れ控除税額がある場合、それぞれ次の各号にしたがって取り扱わなければならない。

- ① 申請時に消費税等仕入控除税額が明らかである場合、消費税等仕入控除税額を減額して申請すること。
 - ② 実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額を減額して報告すること。
 - ③ 額の確定後に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額が確定し次第速やかに報告すること。なお、この場合において、消費税等仕入控除税額の返還が必要となる場合がある。
- (5) 取組主体は、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに地域協議会長等に報告しなければならない。なお、果樹の改植の取組については、前記評価の報告に加えて、事業実施年度から5年度目に中間的な評価を実施し、報告しなければならない。

8 その他

- (1) コスト削減の比較の考え方は、以下のとおりとする。
- ア 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較する。農業者の現状値又は地域の標準的な値と比較する。
 - イ 乾燥調製コスト削減 → 乾燥調製施設のための計画の場合は、乾燥調製コストで比較することも可能。
 - ウ 乾燥調製貯蔵コスト削減 → 穀類乾燥調製貯蔵施設のための計画の場合は、乾燥調製貯蔵コストで比較することも可能。
 - エ 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能。
- (2) 販売額（又は所得額。以下（2）において同じ。）の増加の比較の考え方は、以下のとおりとする。
- ア 原則として単位面積当たり販売額で比較する。
 - イ 次の場合は、総販売額で比較することも可能。
 - (ア) 地域としての高収益化（単位面積あたりの販売金額が地域の全品目に比べ特に高い品目・品種の面積拡大等）の場合
 - (イ) 全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（輸出用、加工業務用等）の販売量の増加につながる場合
- (3) 契約栽培割合の増加の比較の考え方は、取組主体（生産・出荷団体）と実需者（販売段階）との間で取り交わす事前契約（は種前契約、収穫前契約、複数年契約等）により比較するものとする。
- (4) 農業支援サービス事業体利用割合の増加の考え方は、産地において導入する農業支援サービス事業を利用する経営体数又は面積の割合とする。
- (5) 産地パワーアップ計画の承認を申請する場合は、当該産地パワーアップ計画に位置づけられている取組主体事業計画及びその添付資料を添付すること。なお、変更承認申請の場合は、変更があった取組主体事業計画及びその添付資料のみの添付でよいものとする。
- (6) 取組主体事業計画及び産地パワーアップ計画の承認を申請する場合は、チェックリストにより内容の適正性を確認すること。
- (7) 産地パワーアップ計画の重要な変更をするときは、交付等要綱の別記2の第10に準じて行うものとする。なお、重要な変更とは、次のアからオに該当する場合とする。
- ア 産地の範囲の変更
 - イ 取組の中止又は廃止
 - ウ 取組主体の変更
 - エ 成果目標の変更

オ 取組主体における事業費の30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の30%を超える減

(8) 取組主体事業計画の重要な変更をするときは、交付等要綱の別記2の第10に準じて行うものとする。なお、重要な変更とは、次のアからウに該当する場合とする。

ア 取組の中止又は廃止

イ 取組主体の変更

ウ 取組主体における事業費の30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の30%を超える減

(9) 再編利用計画の変更をするときは、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）のⅡ-2の第2の6に準じて行うものとする。

(10) 取組主体及び地域協議会長等は、本事業の実施後目標年度に至るまでの毎年度、交付等要綱の別記2の第15に準じて取組主体事業実施状況報告及び産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告をするものとする。ただし、交付等要綱の別記2の第16に基づき事業の評価をする場合を除く。

(11) 共済・保険等への加入状況を確認するため、実績報告、実施状況報告、達成状況報告及び改善状況報告の際に、加入の状況を報告するとともに、整備事業の場合は、加入状況が分かる資料の写しを添付することとする。

(12) 県が交付する補助金に千円未満の金額が生じた場合は、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。

(13) この方針に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

本県農業を成長産業として確立するためには、水稻、麦、大豆、主要農作物種子、地域特産物（こんにやく・きのこ）、果樹、野菜、花き、その他地域特産物等の産地が創意工夫による地域の強みを活かして、生産基盤の強化と新規就農者等への円滑な継承に取り組む必要がある。
このため、群馬県農業農村振興計画及びそれに関連した個別基本計画等の方向性に即して、地域の担い手への生産基盤の継承に取り組む産地を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
施設栽培の野菜・花き	<p>【基本的な考え方】 群馬県農業農村振興計画、「野菜王国・ぐんま」推進計画2020及び群馬県花き振興計画の各個別基本計画等の目標達成に向け、次の取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○後継者不在等により農業用ハウスの譲渡を希望する農家及び継承を希望する新規就農者・担い手の把握並びにマッチング ○農業用ハウスの強度や作業性の向上のための改修、再整備 ○農業用ハウスを円滑に継承する上で必要な機能向上のための高度環境制御装置等の導入 <p>【成果目標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産地の成果目標 総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ○取組主体の成果目標 次に掲げる①から⑤のうちから1つ以上を選択する。 <ul style="list-style-type: none"> ①輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 ②重点品目（産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の共通8の6参照）の生産開始又は当該品目販売額の増加 ③生産コストの低減 ④労働生産性の向上 ⑤契約販売率の増加 ○目標年度後も、営農を継続することが確実に見込まれる担い手に対して、確実に継承することが見込まれること。
果樹	<p>【基本的な考え方】</p>

	<p>群馬県農業農村振興計画及び群馬県果樹農業振興計画の目標達成に向け、次の取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○後継者不在等により果樹園の譲渡を希望する農家及び継承を希望する新規就農者・担い手の把握並びにマッチング ○作業性の向上のための作業道の導入・改良 ○果樹の改植 ○果樹棚、被害防止装置等の改修・再整備 ○担い手、農作業受託組織等への農地集積の推進 <p>【成果目標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産地の成果目標 総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ○取組主体の成果目標 次に掲げる①から⑤のうちから1つ以上を選択する。 <ul style="list-style-type: none"> ①輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 ②重点品目（交付等要綱の共通8の6参照）の生産開始又は当該品目販売額の増加 ③生産コストの低減 ④労働生産性の向上 ⑤契約販売率の増加 ○目標年度後も、営農を継続することが確実と見込まれる担い手に対して、確実に継承することが見込まれること。
<p>水稻、麦、大豆、種子生産、露地栽培の野菜・花き、地域特産物（こんにゃく・きのこ等）</p>	<p>【基本的な考え方】</p> <p>群馬県農業農村振興計画及び県の各個別基本計画等の目標達成に向け、次の取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○後継者不在の農地における生産機能の継承等を希望する農家及び継承を希望する新規就農者・担い手の把握並びにマッチング ○担い手、農作業受託組織等への農地集積の推進 ○後継者不在の農地における生産機能の継承に必要な農業機械の導入又はリース導入 ○後継者不在の農地における生産機能の継承に必要な農業機械の改良 <p>【成果目標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産地の成果目標 総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ○取組主体の成果目標 次に掲げる①から⑤のうちから1つ以上を選択する。 <ul style="list-style-type: none"> ①輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 ②重点品目（交付等要綱の共通8の6参照）の生産開始又は当該品目販売額の増加

	③生産コストの低減 ④労働生産性の向上 ⑤契約販売率の増加 ○目標年度後も、営農を継続することが確実と見込まれる担い手に対して、確実に継承することが見込まれること。
--	---

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県、市町村その他の関係機関が連携し、推進・指導に当たるものとする。
(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、市町村及び県を主として実施することにより、審査精度を高めるものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
水稻、麦、大豆、種子生産	○取組要件 交付等要綱別記2別紙2Iの1の(1)の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○補助対象機械及び資材等 交付等要綱別記2別紙2Iの1の(4)の要件等を満たす機械及び資材等を補助対象とする。
果樹	
野菜	
花き	

② 果樹園の再整備・改修

対象作物	取組要件

果樹	○取組要件 交付等要綱別記2別紙2 I の2の(1)の要件等を満たす取組を事業対象とする。																				
	○補助対象機械及び資材等 交付等要綱別記2別紙2 I の2の(4)の要件等を満たす資材等を補助対象とする。																				
	○果樹等の改植等を行う場合の対象品目・品種																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>品種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うめ</td> <td>白加賀、南高、群馬U6号</td> </tr> <tr> <td>りんご</td> <td>ふじ、県育成品種(あかぎ、陽光、ぐんま名月、新世界、スリムレッド、おぜの紅、紅鶴)</td> </tr> <tr> <td>日本なし</td> <td>幸水、豊水、二十世紀、あきづき</td> </tr> <tr> <td>ぶどう</td> <td>巨峰、ピオーネ、デラウエア、藤稔、シャインマスカット</td> </tr> <tr> <td>もも</td> <td>白鳳、あかつき、川中島白桃</td> </tr> <tr> <td>おうとう</td> <td>佐藤錦、紅秀峰</td> </tr> <tr> <td>すもも</td> <td>太陽、ソルダム、貴陽、大石早生</td> </tr> <tr> <td>キウイフルーツ</td> <td>ハイワード</td> </tr> <tr> <td>ブルーベリー</td> <td>はやばや星、おおつぶ星、あまつぶ星</td> </tr> </tbody> </table>	品目	品種	うめ	白加賀、南高、群馬U6号	りんご	ふじ、県育成品種(あかぎ、陽光、ぐんま名月、新世界、スリムレッド、おぜの紅、紅鶴)	日本なし	幸水、豊水、二十世紀、あきづき	ぶどう	巨峰、ピオーネ、デラウエア、藤稔、シャインマスカット	もも	白鳳、あかつき、川中島白桃	おうとう	佐藤錦、紅秀峰	すもも	太陽、ソルダム、貴陽、大石早生	キウイフルーツ	ハイワード	ブルーベリー	はやばや星、おおつぶ星、あまつぶ星
	品目	品種																			
	うめ	白加賀、南高、群馬U6号																			
	りんご	ふじ、県育成品種(あかぎ、陽光、ぐんま名月、新世界、スリムレッド、おぜの紅、紅鶴)																			
	日本なし	幸水、豊水、二十世紀、あきづき																			
	ぶどう	巨峰、ピオーネ、デラウエア、藤稔、シャインマスカット																			
	もも	白鳳、あかつき、川中島白桃																			
おうとう	佐藤錦、紅秀峰																				
すもも	太陽、ソルダム、貴陽、大石早生																				
キウイフルーツ	ハイワード																				
ブルーベリー	はやばや星、おおつぶ星、あまつぶ星																				

③農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
水稻、麦、大豆、種子生産	○取組要件 交付等要綱別記2別紙2 I の3の(1)要件等を満たす取組を事業対象とする。
地域特産物 (こんにゃく・きのこ)	○補助対象機械等 交付等要綱別記2別紙2 I の3の(4)の要件等を満たす機械等を補助対象とする。
果樹	
野菜	
花き	
その他地域特産物等	

④生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
水稻、麦、大豆、種子生産	<p>○取組要件 交付等要綱別記2別紙2Iの4の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材等 交付等要綱別記2別紙2Iの4の(3)及び(4)の要件等を満たす取組等に要する経費を補助対象とする。</p>
地域特産物 (こんにゃく・きのこ)	
果樹	
野菜	
花き	
その他地域特産物等	

⑤生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
水稻、麦、大豆、種子生産	<p>○取組要件 交付等要綱別記2別紙2Iの5の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材等 交付等要綱別記2別紙2Iの5の(3)及び(4)の要件等を満たす取組等に要する経費を補助対象とする。</p>
地域特産物 (こんにゃく・きのこ)	
果樹	
野菜	
花き	
その他地域特産物等	

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

○計画申請時

(1) 整備事業

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③既存ハウスの写真、④既存ハウスの位置図等、⑤継承計画、

⑥実証計画（①、②を必須として、農業用ハウスの再整備・改修の取組を行う場合は③、④、⑤、生産技術の継承・普及の取組を行う場合は⑥を確認する）

（2）基金事業

申請者の規約、施設等の継承計画、見積書、カタログ、既存施設等の写真・位置図など

○請求時

（1）整備事業

出来高設計書など

（2）基金事業

生産資材・機械等の発注書、リース導入に係る入札関係書類・契約書、借受証、納品、領収書（支払い済みの場合）など

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

以下の順番で採択することとする。

（1）群馬県への予算配分額の決定にあたり特に考慮された要望地区（ただし、当該考慮された金額に限る。）

（2）継続地区等を優先して事業に取り組むべき地区

（3）その他の地区については、以下により算出されるポイントの高い計画から順に予算の範囲内で採択する。なお、ポイントが同点の場合は、生産者1名当たりの販売額が高い取組から順に採択する。

総販売額又は総作付面積の増加	1%以上	1ポイント
	3%以上	2ポイント
	5%以上	3ポイント
	7%以上	4ポイント
	10%以上	5ポイント
施設等が継承者に譲渡されるまでの年数	5年以内	1ポイント
	4年以内	2ポイント
	3年以内	3ポイント
	2年以内	4ポイント
	1年以内又は譲渡済み	5ポイント
施設等の継承者数	1者	1ポイント
	2者	2ポイント
	3者	3ポイント
	4者	4ポイント
	5者以上	5ポイント

「野菜王国・ぐんま」推進計画2020に定める重点8品目及び地域推進品目	3ポイント
花き振興計画に定める重点9品目及び地域推進品目	3ポイント
果樹農業振興計画に定める振興12品目及び地域重点品目	3ポイント

7 補助金の交付方法

市町村を経由して補助金を交付するため、国が定める交付等要綱によらず、ここに記載する手続をとることとする。

(1) 市町村長は、取組主体等から補助金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、取組主体に対して補助金を交付するものとする。

この補助金の交付は、産地パワーアップ計画の作成主体を経由することができるものとする。

(2) 群馬県知事は、市町村長による補助金の交付後に市町村長から補助金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、市町村長に対して補助金を交付するとともに、支払額を通知するものとする。

(3) 以下の場合で市町村が補助金の交付をすることが困難な場合は、(1)及び(2)にかかわらず、群馬県知事から取組主体に対して直接補助金を交付することができるものとする。

ア 市町村の予算措置ができない場合

イ 産地の区域が複数の市町村にわたっており、関係市町村間で調整ができない場合

(4) 群馬県知事が必要と認める場合は、(1)及び(2)にかかわらず、概算払をすることができるものとする。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

(1) 市町村以外の取組主体及びリース事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。なお、上記契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(2) 取組主体及びリース事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(3) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させる場合がある。

(4) 取組主体及びリース事業者は、補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入れ控除税額がある場合、それぞれ次の各号にしたがって取り扱わなければならない。

① 申請時に消費税等仕入控除税額が明らかである場合、消費税等仕入控除税額を減額して申請すること。

② 実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額を減額して報告すること。

③ 額の確定後に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額が確定し次第速やかに報告すること。なお、この場合において、消費税等仕入控除税額の返還が必要となる場合がある。

(5) 取組主体は、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6

月末日までに地域協議会長等に報告しなければならない。

9 その他

その他、「I 収益性向上対策」に準ずる。

Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

農業の生産基盤である地力の維持・増進には、堆肥等の有機物の施用による土づくりが不可欠だが、散布に労力がかかるなどといった理由から、堆肥の施用量が減少し、地力の低下が懸念されている。

そのため、堆肥等の施用による土づくり効果の実証など農業者が行う土づくりの取組を支援し、有機質肥料の地域循環利用に寄与するとともに農地土壌の地力の維持・増進を図るものとする。

2 基本方針

本県では、県内35市町村と策定した「群馬県みどりの食料システム基本計画」（令和5年3月予定）において、本県農業が環境と調和し持続的に発展する「農業のグリーン化」を目指すこととしており、化学肥料・化学合成農薬の過剰な施用による農地土壌の地力低下等の環境負荷の低減もあわせて、土づくりの取組を推進する。

なお、「群馬県作物別施肥基準・土壌診断基準」及び「群馬県環境負荷低減事業活動実施計画認定に関する基準」（令和5年4月施行予定）（以下、「施肥基準等」とする。）に基づく施肥を基本に、次の計画等との整合を図るものとする。

- ① 群馬県農業農村振興計画2021-2025
- ② 群馬県みどりの食料システム基本計画
- ③ 群馬県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④ 群馬県農地中間管理事業の推進に関する基本方針
- ⑤ 群馬県農業振興地域整備基本方針
- ⑥ 群馬県有機農業推進計画
- ⑦ 群馬県水田収益力強化ビジョン
- ⑧ 「野菜王国・ぐんま」推進計画2020
- ⑨ 群馬県果樹農業振興計画
- ⑩ 群馬県花き基本計画
- ⑪ 群馬県家畜排せつ物利用促進プラン

3 本事業の推進・指導方針・体制

（1）本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県及び市町村その他の関係機関が連携し、推進・指導に当たるものとする。

特に、県においては、本事業により得られた成果等を今後の技術普及につなげるため、普及指導機関、試験研究機関等との相互連携を図るものとする。

（2）地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、市町村及び県を主に実施し、審査精度を高めるものとする。

4 取組要件

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。

(1) 対象とする作物の選定

「I 収益性向上対策」の「2 基本方針」に掲げる作物とする。

(2) 活用する堆肥の種類と作物別の標準的な施用量・施用方法

堆肥は、交付等要綱別記2の別紙2の6（5）ア（イ）の要件を満たし、成分含有量等適切な表示がされているものを使用するとともに施用量・施用方法については施肥基準等に基づき、環境に配慮した適正な施用に努めること。

(3) 実証ほ場の選定

原則として、堆肥の施用による土づくりの取組が未実施であるほ場を対象とする。

ただし、既に堆肥を施用しているほ場であっても、土壌分析の結果等から地力の低下による収量・品質の低下が認められ、その改善に追加的な堆肥の施用が有効と認められる場合においては対象とすることができる。

(4) 効果検証

土づくりの効果を検証するため、実証前後に土壌分析を実施すること。

(5) ペレット堆肥の施用による土づくりの栽培実証

施肥基準等に基づき、特に過剰施用とならないよう留意し、坪刈等の実施による生育収量調査を行い、その評価を行うこと。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1) 計画申請時

産地の定義、成果目標の算定根拠、見積書等事業費の根拠となる資料、カタログ、堆肥等の施用を行うほ場の位置図、土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る計画書、取組主体が農業者の組織する団体や民間事業者の場合は規約等組織の概要が確認できる資料、その他計画書の審査に必要な資料

(2) 実績報告時

土壌分析及び堆肥の購入等の各取組に係る発注書・納品書・領収書等支払い実績の根拠となる資料、土壌分析結果、その他審査に必要な資料

(3) 文書保存期間

取組主体は、事業終了の翌年度から起算して5年間もしくは整備した機械等の耐用年数の期間のいずれか長い方とする。

6 補助金の交付方法

市町村を経由して補助金（交付等要綱に定める取組主体助成金を含む。以下同じ。）を交付するため、国が定める交付等要綱によらず、ここに記載する手続をとることとする。

(1) 市町村長は、取組主体（農業機械等のリース導入の取組を実施する場合は、リース事業者。以下「6 補助金の交付方法」において同

じ。)から補助金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、取組主体に対して補助金を交付するものとする。

この補助金の交付は、産地パワーアップ計画の作成主体を経由することができるものとする。

(2) 群馬県知事は、市町村長による補助金の交付後に市町村長から補助金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、市町村長に対して補助金を交付するとともに、支払額を通知するものとする。

(3) 以下の場合で市町村が補助金の交付をすることが困難な場合は、(1)及び(2)にかかわらず、群馬県知事から取組主体に対して直接補助金を交付することができるものとする。

ア 市町村の予算措置ができない場合

イ 産地の区域が複数の市町村にわたっており、関係市町村間で調整ができない場合

(4) 群馬県知事が必要と認める場合は、(1)及び(2)にかかわらず、概算払をすることができるものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

(1) 市町村以外の取組主体及びリース事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。なお、上記契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(2) 取組主体及びリース事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(3) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させる場合がある。

(4) 取組主体及びリース事業者は、補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入れ控除税額がある場合、それぞれ次の各号にしたがって取り扱わなければならない。

① 申請時に消費税等仕入控除税額が明らかである場合、消費税等仕入控除税額を減額して申請すること。

② 実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額を減額して報告すること。

③ 額の確定後に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額が確定し次第速やかに報告すること。なお、この場合において、消費税等仕入控除税額の返還が必要となる場合がある。

(5) 取組主体は、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに地域協議会長等に報告しなければならない。

8 その他

その他、「I 収益性向上対策」に準ずる。